

大口町告示第18号

大口町立保育所における広域入所実施要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

平成26年3月31日

大口町長 鈴木雅博

## 大口町立保育所における広域入所実施要綱の一部を改正する要綱

大口町立保育所における広域入所実施要綱（平成18年大口町告示第37号）の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

### 大口町保育所における広域入所実施要綱

第1条中「児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第56条の6第1項の規定に基づき、他の市町村と相互に連絡及び調整を行い、自ら居住する市町村以外の保育所への入所を希望する児童を入所させ、又は受け入れすることによって」を「大口町保育の実施に関する条例施行規則（平成26年大口町規則第 号。以下「規則」という。）第13条に規定する広域入所を実施することにより」に改める。

第2条第1号中「法」を「児童福祉法（昭和22年法律第164号）」に、同条第3号及び第4号中「他の市町村」を「管外市町村」に改める。

第3条中「市町村」を「管外市町村」に改める。

第5条中「大口町立保育所管理規則（昭和51年大口町規則第2号。以下「規則」という。）第5条」を「規則第2条」に改める。

第6条中「市町村」を「管外市町村（以下「所在地市町村」という。）」に改める。

第7条中「に基づき」を「により」に、「第5条」を「第3条」に改め、「（以下「入所保育所」という。）」を削る。

第9条中「第11条に基づいて」を「第9条の規定により」に改める。

第10条に次のただし書を加える。

ただし、里帰り出産の場合を除き、管外受入の対象となる児童は、3歳以上児とする。

第12条中「に基づき」を「の規定による」に改める。

### 附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。